

## 葉山町地域公共交通会議の立ち上げ経緯

## 1 立ち上げ経緯

## (1) 町内の公共交通

- ・町内の公共交通機関は、鉄道がないことからバス及びタクシーのみとなっている。
- ・公共交通機関以外の主な移動手段は、自家用車やバイク、自転車が活用されている。

## (2) 町の状況

- ・起伏が多く、山の上に造成された団地が多くある。
- ・高齢化の進展（R3.4.1 現在の高齢化率 31.2%）に伴いラストワンマイルに対する要望が増加しつつある。
- ・休日は観光客が多く、渋滞発生やバスが満員となるなど生活交通に影響が出ている。
- ・住民や議会からの要望を受け、地域の公共交通の充実に向けて、路線バスの増便や、商業施設へのアクセス向上と利用しやすい運行ルートへの変更等について、バス事業者に要望・協議して対応をお願いしてきたが、様々な要因により対応が困難な状況にある。

## (3) 取り巻く状況の変化

- ・令和 2 年 11 月に一部改正された地域公共交通の活性化及び再生に関する法律において、市町村による地域公共交通計画の策定が努力義務化された。



これまでの手法における課題解決には限界を感じており、町内の公共交通ネットワークのあり方を整理し、課題を明確にし、課題解決ならびに課題解決に向けた地域公共交通計画を策定するため、地域公共交通会議を設置することとした。

## 2 会議の法的根拠

<b>地域公共交通の活性化及び再生に関する法律</b> 第 6 条に規定される協議会 （法定協議会）	法定協議会の設置により地域公共交通計画の策定が可能となり、計画策定や計画に位置付けられた事業の補助、国の認定を受けることで特例措置を受けられる。
<b>道路運送法施行規則</b> 第 9 条の 2 に規定される会議 （地域公共交通会議）	運送事業を行う場合、運賃・料金の認可や各種申請など多くの手続きが必要となるが、地域公共交通会議で合意が得られれば、処理期間を短縮できるなど手続きの簡素化といった特例措置を受けられる。